



平成24年12月20日
内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第10回） 議事概要について

1. 第10回ワーキンググループの概要

日時：平成24年11月13日（火）13:00～15:00

場所：中央合同庁舎5号館 防災A会議室

出席者：河田主査、阿部、石井、尾崎、清水、菅原、村野の各委員、株式会社イトーヨーカ堂、原田政策統括官 他

2. 議事概要

清水委員から「焼津市の地震・津波対策」についてプレゼンテーションがあり、意見交換を行った。次に、事務局から「経済被害等の想定手法」について説明を聴取し、委員間で議論を行った後、「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」の山岡座長から、調査部会の検討状況について説明があった。委員からの主な意見等は次のとおり。

- 避難タワーについては、メンテナンスが十分できておらずいざというときに機能が発揮されないということがないように、行政だけでなく地元住民の協力を得る工夫が必要ではないか。
- 津波避難訓練において、車いすを利用する要援護者の方々が急な階段を登らなければならないような場合、どのように行っているのか。
- 車いすを利用する要援護者の避難については、避難路の階段にスロープを設置することも検討したが、緊急時のスロープの使用は困難であることが分かったことから、皆の助け合い、共助で上るということで取り組んでいる。
- 避難タワーへの避難について、大勢の人々が一斉に集まった場合に要援護者を優先することや、その手順等について検討することが重要ではないか。
- 発災直後の対応は人命を優先すべきであり、レベル2を想定して避難路や避難場所づくりを進めていくべきだが、復旧・復興においてはレベル1、レベル2でパターン分けをして対応を検討しておくことが重要ではないか。パターンを細分化することは現実的でないが、「千年に一度なのか、百年に一度なのか」という程度で分けておけば、後で対策を検討する際に使いやすいものとなるのではないか。
- 東日本大震災を例に考えると、南海トラフ巨大地震では、津波によって非常に多くの犠牲者が長期にわたって行方不明となる状況が想定され、そのような状況下で復旧・復興事業が円滑に進められるのか。外部環境によって復旧がシナリオ通りにいかない可能性のあるものがあり、分けて考えておくことが必要ではないか。

- 復旧のシナリオについて、「1週間後に8割復旧」といった確定的な数字で表現するのではなく、幅を持たせた数字で示すほうが現実的ではないか。その際、例えば復旧がシナリオ通りにうまくいかないものについては赤字で書いておくなど、見て分かるようにすることも必要ではないか。
- 各石油会社では、被災して通常の出荷設備が使用できなくなっても出荷することができるよう仮設設備の用意を現在進めているが、こうした設備のための非常用電源や緊急車両用の燃料について、必要な量を明らかにし、「燃料の供給がしっかりできれば復旧も早く進んでいく」ということを示せば、取組も一層進んでいくのではないか。
- 自家発電が普及すると、発災時に大勢の人々が自家発電のためのガソリンや軽油を買いに行くことが想定されるが、タンクローリーから直接燃料を補給することは困難であり、東日本大震災ではガソリンスタンドが停電でストップし、燃料はタンクにあるが補給ができないということもあったことから、ガソリンスタンドの自家発電設備の充実が必要ではないか。
- 被害想定において被害額を出すことも必要だが、対策を実施することによって被害が軽減することを示し、それを目標として皆の努力を促すことも重要ではないか。
- 人的被害想定と同じく経済被害想定についても、被害額だけでなく具体的な減災対策による効果を提示すれば、皆で協力して実現しようという方向になる。例えば、高速道路のミッシングリンクを整備することによって復旧・復興が早まり経済被害がこれだけ軽減する、というようなことも出すべきではないか。また、例えば鉄道について、ディーゼル車を残しておけば停電時にも対応できるなど、リダンダンシーの観点を提言に入れるべきではないか。
- 経済被害の全ての項目について対策の効果を計算するのは困難なので、特に全般に影響を及ぼすようなポイントとなるものを幾つか選び、定量的に計算できればよいのではないか。
- 例えば電力が途絶えた場合、すぐに命に関わってくる方々を最優先するような考え方を示すべきではないか。
- 復旧戦略について、限られた資源の下では、被害の程度等に応じて復旧を優先させるところとそうでないところについて合意がないと混乱が生じる。政府としての見解を示す必要があるのではないか。
- 復旧に関しては、実際にその時になってから考えなくてはならない部分もあるが、応急対応は、事前に検討しておかないと手の打ちようがない可能性があるため、できる限り色々なシナリオを想定しておくことが重要ではないか。
- 特に応急対応においては行政の関与が大切であり、あらかじめきちんと決定しオープンにしておくことが重要ではないか。
- 南海トラフ巨大地震が発生すると約700の市町村に災害救助法が適用されると考えられることから、被害の状況や復旧・復興の進捗状況を県単位で一目でわかるように、例えば被災した市町村毎に被害の程度を5段階にカテゴライズして示すことも必要ではないか。経済被害についても同様に、全体を俯瞰できるようなまとめ方が必要ではないか。
- 東海地震については民間でも対策を進めているが、警戒宣言が発令される場合、店舗の閉鎖等をいつまで継続したらよいのかという時間軸が民間には分からない。警戒宣言の解除を含め、いつくらいまで緊張感を保てばよいかを示すことができれば助かるのではないか。
- 想定東海地震が予知された場合は警戒宣言が発令されるが、その時点で東南海・南海地震

が連動もしくは同時発生するかどうか科学的に分かっておらず、連動の可能性のある場所に大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)が適用されないということになる。法体系としては、大震法の適用範囲を南海トラフの被害想定地域にも広げたほうが早いのではないか。

- 大震法と南海トラフ巨大地震との関係については、東海地震の予測の精度と、東南海・南海地震の連動可能性に関する予測の精度にかかっているのではないか。
- 東南海・南海地震の地域で、徐々にひずみエネルギーがたまり限界に近い状況になっているときに東海地震が発生すると、それが引き金となって東南海・南海地震まで発生する可能性があると考えられる。東海地震説が発表された当時は、前の地震から十分に時間が経っていなかった東南海・南海地震をほとんどの人は考えなかったが、現在ではひずみエネルギーが相当たまってきていると考えられ、連動しないとは言いきれないという議論がある。
- 南海トラフ巨大地震の観測体制については、静岡県を中心とした高感度の傾斜計だけでなく、南海トラフ沿いの物理現象をきちんと捕捉することができるような観測体制を全域に広げるべきではないか。
- 東海地震については予知を前提とした大規模地震対策特別措置法があり、財政上の特別措置法で手厚い補助がある。他方、三連動地震の可能性も指摘される中、危機管理の観点から、強化地域を見直さなければならないのではないか。
- 強化地域における地震対策はほとんどが揺れ対策であり、津波対策は不足していること、財政上の特別措置法の対象範囲の拡大など、防災・減災対策を国家として十分に講じることを目的として、南海トラフ巨大地震対策特別措置法の制定が必要ではないか。
- 南海トラフ巨大地震が起こると大量の瓦れきが発生することが想定され、現行の法律では対処しきれないことが目に見えている。地震が発生してからではなく、事前に対策を用意しておくことが重要ではないか。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官(防災担当)付

調査・企画担当 参事官 藤山 秀章

同企画官 若林 伸幸

同参事官補佐 藤田 士郎

TEL : 03-3501-5693 (直通) FAX : 03-3501-5199